福山市おくやみハンドブック無償提供業務に関する
プロポーザル実施要領

２０２６年（令和８年）１１月１３日

福山市市民課

目　次

１　業務の目的・・・

１　業務の目的

身近な人が亡くなった後の慣れない手続によるご遺族の方の不安や負担を軽減するために、各種手続を分かりやすくまとめた「福山市おくやみハンドブック」（以下冊子という。）を製作するものである。

この業務の実施に当たっては、企画提案の提案書が選定された者（以下「作成事業者」という。）が募集する広告収入により作成を行う方法で、企画・編集・印刷・納品等の経費を市が負担することなく発行するものである。

２　業務概要

⑴ 業務名

福山市おくやみハンドブック無償提供業務

⑵ 業務内容

「福山市おくやみハンドブック無償提供業務に関する仕様書」のとおり

⑶ 業務履行期間

協定締結の日から２０３２年（令和１４年）３月３１日まで

３　選定方式及び協定方法

本業務は、価格競争のみでは目的を達成できないため、専門的な知識や実績を持った業者から広く提案を公募し、書面審査により提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定します。

また、受注候補者と仕様書等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と協定を締結します。

４　参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

⑴ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑶ この公告の日から協定締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

⑷ 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

⑸ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

⑹ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号まで及び第６号の規定に該当しない者であること。

５　参加申込の手続等

⑴ 担当部局

福山市市民局市民部市民課

住　所：〒７２０－８５０１　　広島県福山市東桜町３番５号

電　話：０８４－９２８－１０５７（直通）

Ｅメール：shimin@city.fukuyama.hiroshima.jp

⑵ 選考スケジュール

公　　告	２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）
実施要領等の配付期間	２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から １１月３０日（月）まで
質問書受付期間	２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から １１月１８日（水）まで
質問に対する回答書期限・回答方法	２０２６年（令和８年）１１月２０日（金） 福山市ホームページ(https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)に掲載します。

参加申込書類及び企画提案書の受付期間	２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から １１月３０日（月）まで
参加資格確認結果の通知	２０２６年（令和８年）１２月２日（水）
企画提案書の審査	２０２６年（令和８年）１２月９日（水）　※予定
企画提案書の選定通知	２０２６年（令和８年）１２月１１日（金）　※予定

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア　配付期間

２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から１１月３０日（月）まで

イ　配付場所

５(1) に同じ。

※福山市ホームページからもダウンロードできます。

６　参加申込書の作成等

(1) 受付期間

２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から１１月３０日（月）まで

(2) 提出場所

５(1) に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前８時３０分から午後５時まで。郵送の場合は、１１月３０日（金）午後５時必着）

(4) 提出書類及び部数

次の書類を作成し、各１部を提出すること。

※オからクまでの書類は、提出日の３か月前の日以降に発行されたもの。

ア　受付票（様式１）

イ　参加申込書（様式２）

ウ　会社概要（事業内容、経歴などがわかるもの）

エ　提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前１事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

オ　商業登記簿謄本（写しでも可。）

カ　市税の完納証明書（原本。福山市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のないものは申立書（様式３）を提出すること。）

キ　納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その３未納の税額がないこと用）

ク　印鑑証明書（原本）

ケ　使用印鑑届（様式４）（実印と異なる印鑑を協定等に使用する場合に提出すること。）

コ　委任状（様式５）（協定締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

サ　誓約書（様式６）

７　質問書の提出及び回答

(1) 受付期間

２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から１１月１８日（水）午後５時まで

(2) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式７）を添付し、５(1) のＥメール宛てに提出してください。

※Ｅメールの送信の際は、件名に「福山市おくやみハンドブック無償提供業務に関する質問」と記した上で送信するとともに、Ｅメール送付後、電話で確認してください。

(3) 回答

質問に対する回答は、１１月２０日（金）までに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福山市のホームページに掲載します。

８　プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

６で提出された参加申込書を基に参加資格の確認を行います。

(1) 参加資格確認結果の通知

２０２６年（令和８年）１２月２日（水）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知します。

(2) 参加資格確認結果の公表

参加資格確認結果については福山市ホームページに公表します。

(3) 参加申込書の提出者が１者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

参加申し込みの提出者が１者のみの場合は、当該１者について、参加資格の確認を行います。

９　企画提案書類の受付等

(1) 受付期間

６(1)に同じ。

(2) 提出場所

５(1)に同じ。

(3) 提出方法

６(3)に同じ。

(4) 提出書類及び部数

次の書類を作成し、正本１部、副本６部を提出すること

ア　企画提案書（様式８）

イ　広告の内容を審査する基準及び審査体制の分かるもの（任意様式）

ウ　おくやみハンドブックの見本

(5) 作成に当たっての留意事項

ア　社名の記載は企画提案書の正本のみとし、副本には提案者が特定できるような表記、マーク及び社章等は記入しないこと。

イ　文字サイズは原則１０．５ポイント以上とすること。

ウ　原則Ａ４サイズとし、ファイルにとじること。また、Ａ３サイズを使用する場合には、Ａ４サイズに揃うように折ること。

エ　カラー刷り又は写真・イラスト・図・表等を挿入しても構いません。

１０　企画提案書の評価及び評価基準

９で提出された企画提案書類を基に福山市おくやみハンドブック無償提供業務評価委員会（以下「評価委員会」という。）で書面審査による評価を行います。

(1) 評価項目・配点

評価項目及び配点は、次のとおりとします。

区分及び評価項目	配点
① 業務実績 ・同種・類似の業務実績及び件数があるか。	１０
② 実施体制 ・当該業務の実施体制及び担当者等人員配置が確保されているか。	１０
③ 実施手順 ・納入までのスケジュールは遂行できるものとなっているか。	１０
④ 広告関係	１０

・広告主、広告の仕様及び内容の審査に必要な基準、選定方法及び審査体制を有しており、広告内容に関する一切の責任を負うことができるか。	
⑤ 緊急時対応 ・掲載内容に関する問題発生時に迅速な対応ができる体制を整えているか。	１５
⑥ 仕様 ・行政情報を掲載する十分なページ数が確保されているか。 ・規格・色・紙質は適切か。 ・企画、編集、印刷製本、納品等に係る費用は、協働発行事業者が全額負担することができるか。 ・納品場所について、市の指定場所へ必要発行部数を納品可能か。	２０ （5） （5） （5） （5）
⑦ デザイン等 ・文字サイズ、書体、行間、バランスなど判読性や視認性に優れているか。 ・問合せ先、所在地など重要な情報が分かりやすいデザインか。 ・全体のデザインが情報を検索しやすいように作られており、行政情報と広告の区別がつきやすくなっているか。 ・図版、表、挿絵等を使用して情報が伝わりやすいものとなっているか。 ・ハンドブック発行にあたって魅力的な独自提案があるか。	２５ （5） （5） （5） （5） （5）
合　計	１００

(2) 受注候補者の選定

書面審査による評価の結果、合計点数が６０点以上かつ最も高い者を市長が本業務の受注候補者として選定します。

(3) 評価結果・選定結果の通知

２０２６年（令和８年）１２月１１日（金）（予定）

企画提案書の提出者（以下「提出者」という。）全員に評価結果・選定結果を通知します。

なお、選定者に対する選定結果通知は、評価の結果、受注候補者として選定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、福山市と受注候補者との間で協定締結に向けた協議を行います。

(4) 評価結果の公表

評価結果については福山市ホームページに公表します。

(5) 提出者が１者のみ又はいない場合の取扱い

提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

提出者が１者のみの場合は、当該１者について、評価委員会において受注候補者としての適否を書面で審査します。

(6) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、地方自治法施行令第１６７条の９に準じ、くじにより受注候補者を決定します。

１１　協定の締結

本業務の協定は、評価委員会を経て市長が選定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、必要に応じて仕様書の内容を変更し、確定した上で協定を締結するものとします。

１２　失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(4) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(5) その他福山市の指示に違反する場合

１３　その他の留意事項

(1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
(2) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出等に要する費用等は、全て提出者の負担とします。
(3) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
(4) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
(5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。
(6) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しませんが、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
(7) 提出者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
(8) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めません。
(9) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成１４年条例第２号）に基づく情報公開請求の対象となります。
(10) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式9）を１２月１日（火）までに、５(1)担当課に郵送により提出してください。
(11) 提出者（参加申込みを予定している提出者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
(12) 本業務は、プロポーザル方式により受注候補者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、福山市との協議に基づいて決定するものとします。
(13) 協定の締結後、受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は協定を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
(14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、提出者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
(15) 提出者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。